

第22期第12回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年2月2日(木) 14:00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 令和5年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について(協議)について
資料1
- (2) 第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料2
- (3) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定について(協議)
資料3-1、3-2、3-3
- (4) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告) 資料4
- (5) 農林水産大臣管轄漁場及び福岡県有明海区における漁業権免許の漁場計画案について(報告) 資料5
- (6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について(報告) 資料6
- (7) その他

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

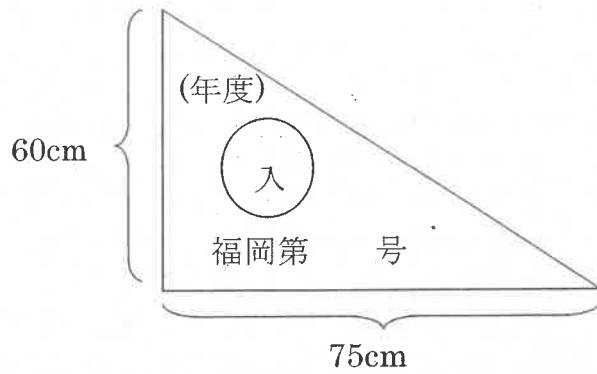
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4. 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

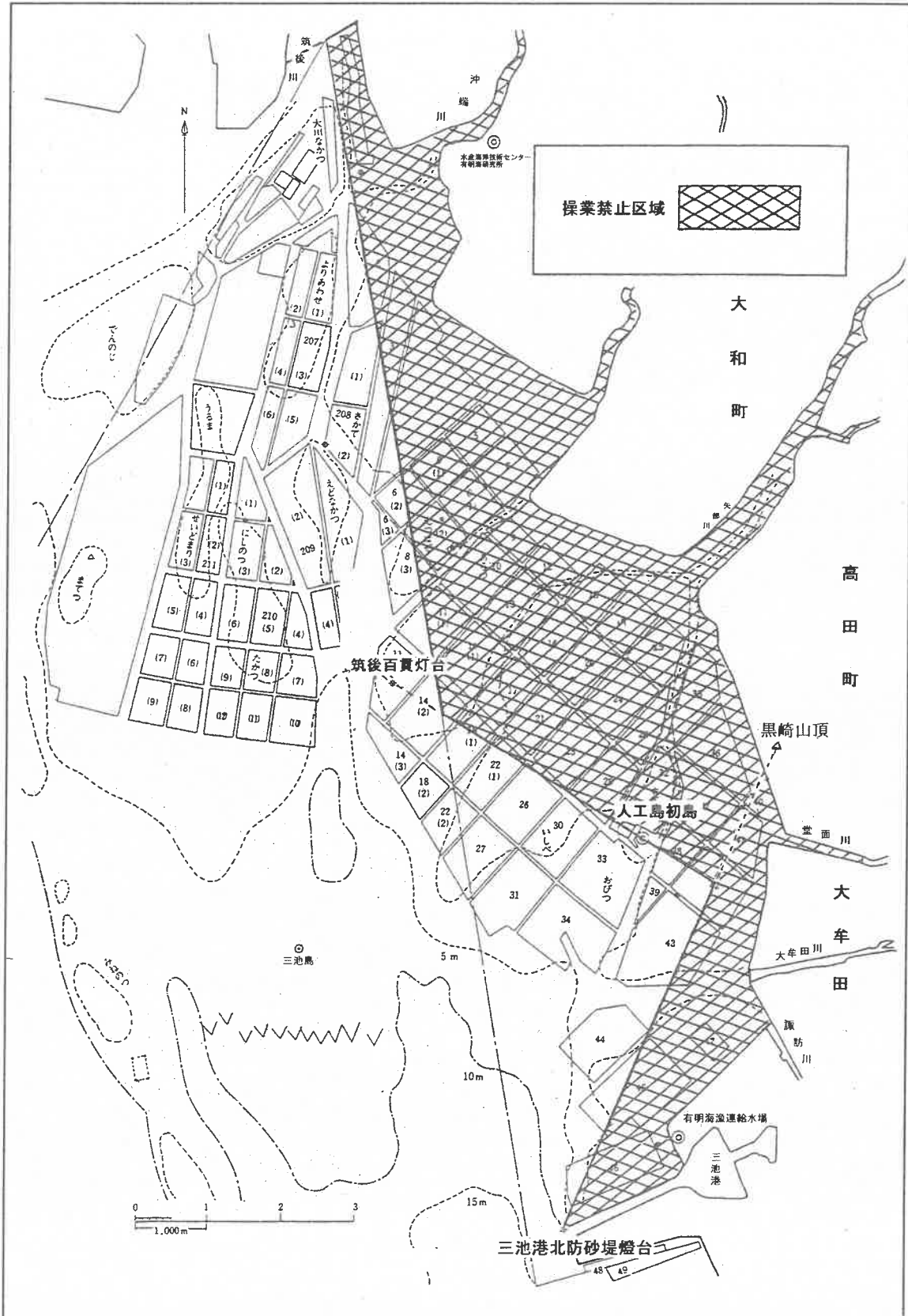
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

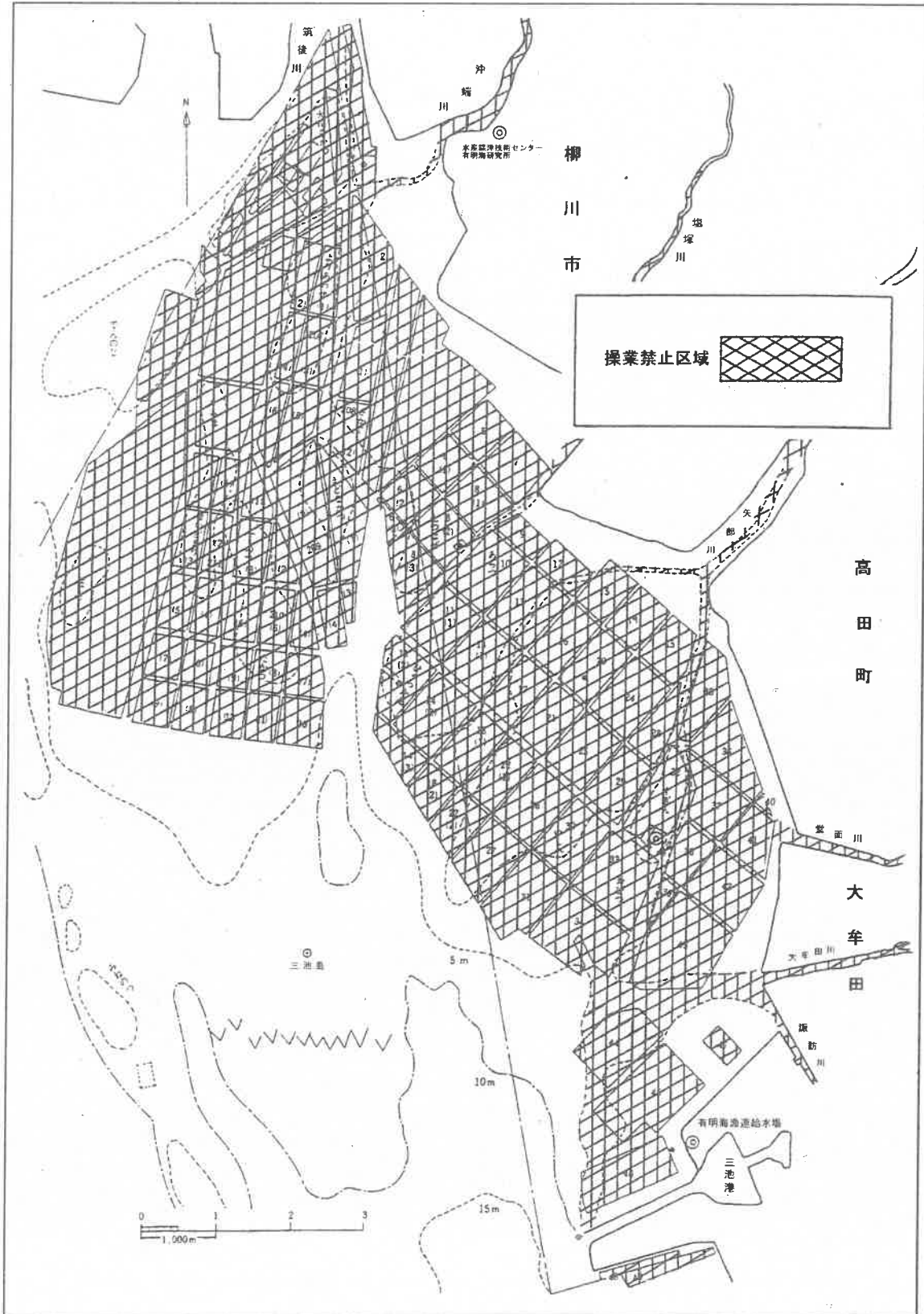
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和5年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和5年4月28日から令和5年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

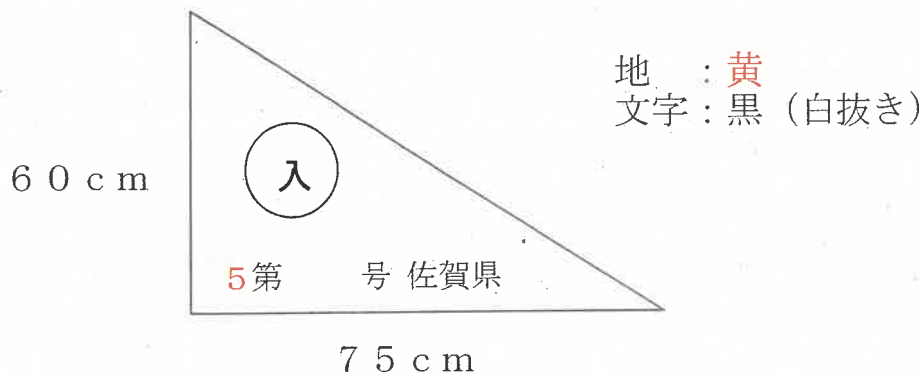
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は1.1センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網1.1センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



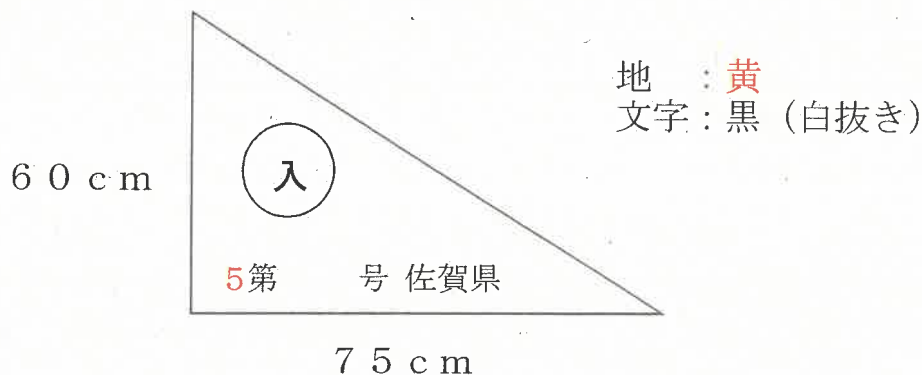
(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

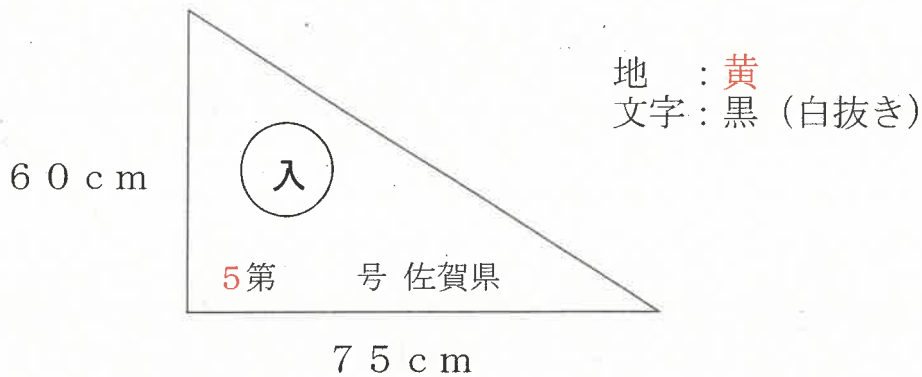
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

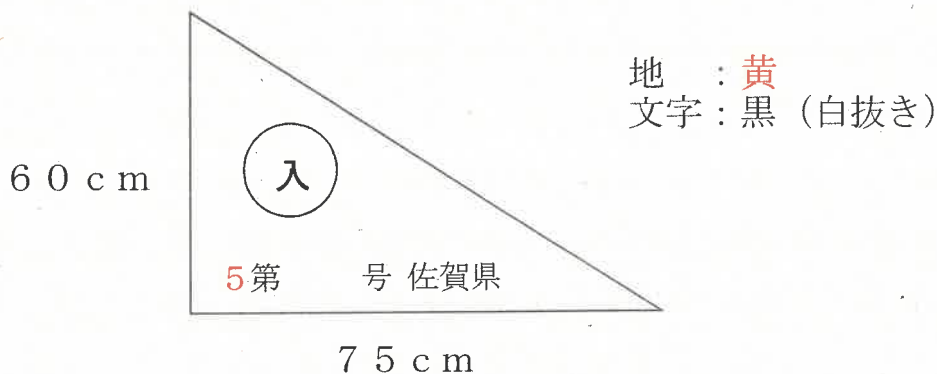
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

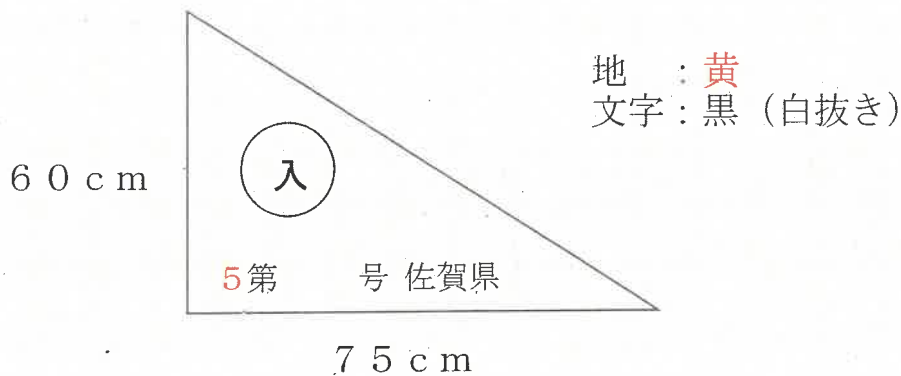
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和5年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等	福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）	
操業区域	佐賀県有明海（大臣管轄漁場を除く。）	福岡県有明海海域（大臣管轄漁場を除く。）	
許可枠	120隻	120隻	
許可の有効期間	令和5年7月1日～令和6年6月30日	令和5年7月1日～令和6年6月30日	
操業旗の掲揚	操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (黄色地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (赤地に白文字)	
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25
地	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒
入	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒

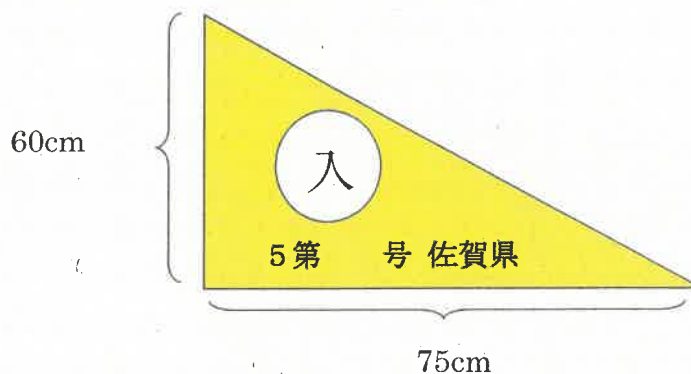
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

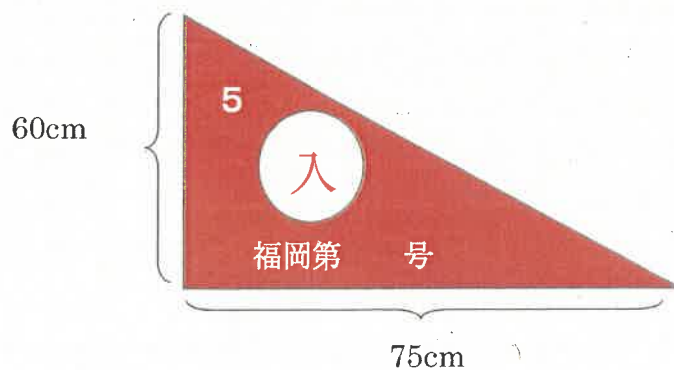
年度	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25
地	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒
入	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤

○令和5年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和4年11月21日（月）15:30～
場 所：福岡県有明海水産会館 大会議室
（福岡県柳川市三橋町271）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）
- (2) 漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について（報告）
- (3) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）について（協議）
- (4) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業権漁場の区域の各点の緯度経度表記について（説明）
- (5) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
- (6) その他

4. 閉 会

第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年11月21日(月) 15:30～

委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
水産庁 九州漁業調整事務所	次 長	三浦 一雄	
	調整課課長	高安 治	
	免許調整係長	高山 涼	
	調整第一係長	川口 精二	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課課長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	淵上 哲	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	
	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県農林水産部水産課	事務局長	江口 泰蔵	
	副事務局長	福島 智子	
	主事	本間 智希	

4水管第2488号

令和4年10月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

4水管第2488号

令和4年10月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

4水管第2546号

令和4年10月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について

有明海の一部漁場については、従前より、農林水産大臣が漁業の免許に関する権限を行使してきたところである。

このたび、令和5年度の漁業権切替え時期を迎えるにあたり、貴県知事及び貴県有明海区漁業調整委員会会長より、今後の農林水産大臣管轄漁場の取扱いについて要望を受けたことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条の規定に基づき、現在、漁業権の内容たる漁業の免許を行っている漁場について、貴県知事の免許に関する権限を行うこととしてよろしいか、伺う。

4水管第2546号

令和4年10月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について

有明海の一部漁場については、従前より、農林水産大臣が漁業の免許に関する権限を行使してきたところである。

このたび、令和5年度の漁業権切替え時期を迎えるにあたり、貴県知事及び貴県有明海区漁業調整委員会会長より、今後の農林水産大臣管轄漁場の取扱いについて要望を受けたことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条の規定に基づき、現在、漁業権の内容たる漁業の免許を行っている漁場について、貴県知事の免許に関する権限を行うこととしてよろしいか、伺う。

令和4年11月21日
九州漁業調整事務所

農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

（1）共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後も行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

(2) 区画漁業権

① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第91条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第1号（農区第11号）：設定しない

福佐協定の取扱について

1. 第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会(R4.11.21)の結果について

①福岡意見

○現行の内容で福佐協定の更新を要望。

- ・有明海漁連理事会でも議論され、現行のまま更新を要望することが決定。
- ・3条、5条は過去からの操業実績を入漁により確保できるよう定めた重要な条文であり、漁業権漁業について平等に入漁できるルールとしての協定締結時の精神をしっかりとくんだものとして、そのまま残すべきという強い思いがある。
- ・3条撤廃、5条見直しは、実質上、入漁の操業の締め出しにつながる。

②佐賀意見

○3条の撤廃、5条の見直しを要望。

- ・自県地先の計画は自県で決められるようにしたいことが要望の理由。
- ・福岡佐賀とも貝類が壊滅状態に近いといった厳しい状況の中、漁場計画を樹てるのに相手県の同意が必要となっているため、事業実施が難しい。
- ・お互い踏み込んだ事業をやっていないと本当の有明海の再生にはつながらず、同じ有明海のため、良い方向に持っていけないかと考えている。

○3条の撤廃がない場合は、関係漁場の福岡県側の線(中島川のみおすじ)の位置を確定すべき。

- ・仮に3条が現状維持となった場合、関係漁場の佐賀県側の「あばきのたお」の場所は確定しているが、福岡県側の「中島川のみおすじ」は未確定のため、公平性の面から、福岡県側の区域も確定すべき。

福佐協定第3条、5条

第3条 (漁業の免許の事前調整)

両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川(矢部川)みおすじ以西の区域、福岡県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域(以下「関係漁場」という。)の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

第5条 (区画漁業に関する事項)

(前半部分略)、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

(1)稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2)~(3)略

2. 第2回行政間協議（12月20日）結果

- 福佐協定は現行の内容で更新することについて一致。
- 「中島川のみおすじ」について、行政間協議で検討した内容を連調委で報告。

【福岡意見】

- ・過去に線で両県漁場を分けようとしてもできず、その打開策としての農林大臣管轄漁場という入会漁場と3条、5条による入漁操業を確保する仕組みができた経緯を考えると、この境界線問題が解決しない限り、3条、5条は福佐協定に残す必要あり。
- ・3条、5条の撤廃・見直しについては管轄漁場の境界問題とセットで今後も行政間で継続して検討することは必要であるが、すぐに解決できる問題ではないため、今回は現行の内容のまま更新すべき。

【佐賀意見】

- ・今回は3条、5条の撤廃・見直しは困難と認識。
- ・「中島川のみおすじ」の位置を確定すべき。

3. 次回の福佐連調委での福岡県としての対応

(1) 意見

現行の内容のまま更新

【理由】前回、福佐連調委で述べた意見と同じ

- ・3条、5条は過去からの操業実績を入漁により確保できるよう定めた重要な条文であり、漁業権漁業について平等に入漁できるルールとしての協定締結時の精神をしっかりとくんだものとして、そのまま残すべきという強い思いがある。
- ・今後も佐賀入漁の要望は強く、3条撤廃、5条見直しは、実質上、入漁の操業の締め出しにつながる。

(2) 中島川（矢部川）のみおすじの説明（事務局）

(3) 次回福佐連調委提出資料案

中島川みおすじの位置について

- (1) 関係漁場の東の境界である「中島川のみおすじ」
3本ある中島川（矢部川）のみおすじのうち、中央のみお。

第103回福佐連調委議事録（S39）より抜粋

（草場委員）中島川みおすじといっても今は三本あって、どれをとるかで大きく変わってくるが。

（議長）以前、詰合ったときのみおはどれですか。

（草場委員）中央のみおです。

（議長）それでよいでしょう。

- (2) 中島川の中央のみおの位置

「有明海干潟利用研究報告（福岡県 水産試験場）」に、中島川（矢部川）の3本のみおについて、次の通り記述。

有明海干潟利用研究報告（p25）より抜粋

中島川濬は西南に向ひて走り「だんぜ洲」の上部に於て三分す。其の西方に於けるものは「西のたを」と呼び、中央は「なかのたを」と称して尤も浅く、東方のものは、「ほんたを」と云ひ尤も深し。而して「ほんたを」は「くろつ」の下部「すぎん」の上部にて二分し、其中間に「すぎん」及「おびつ」の二洲を介在せしむ。

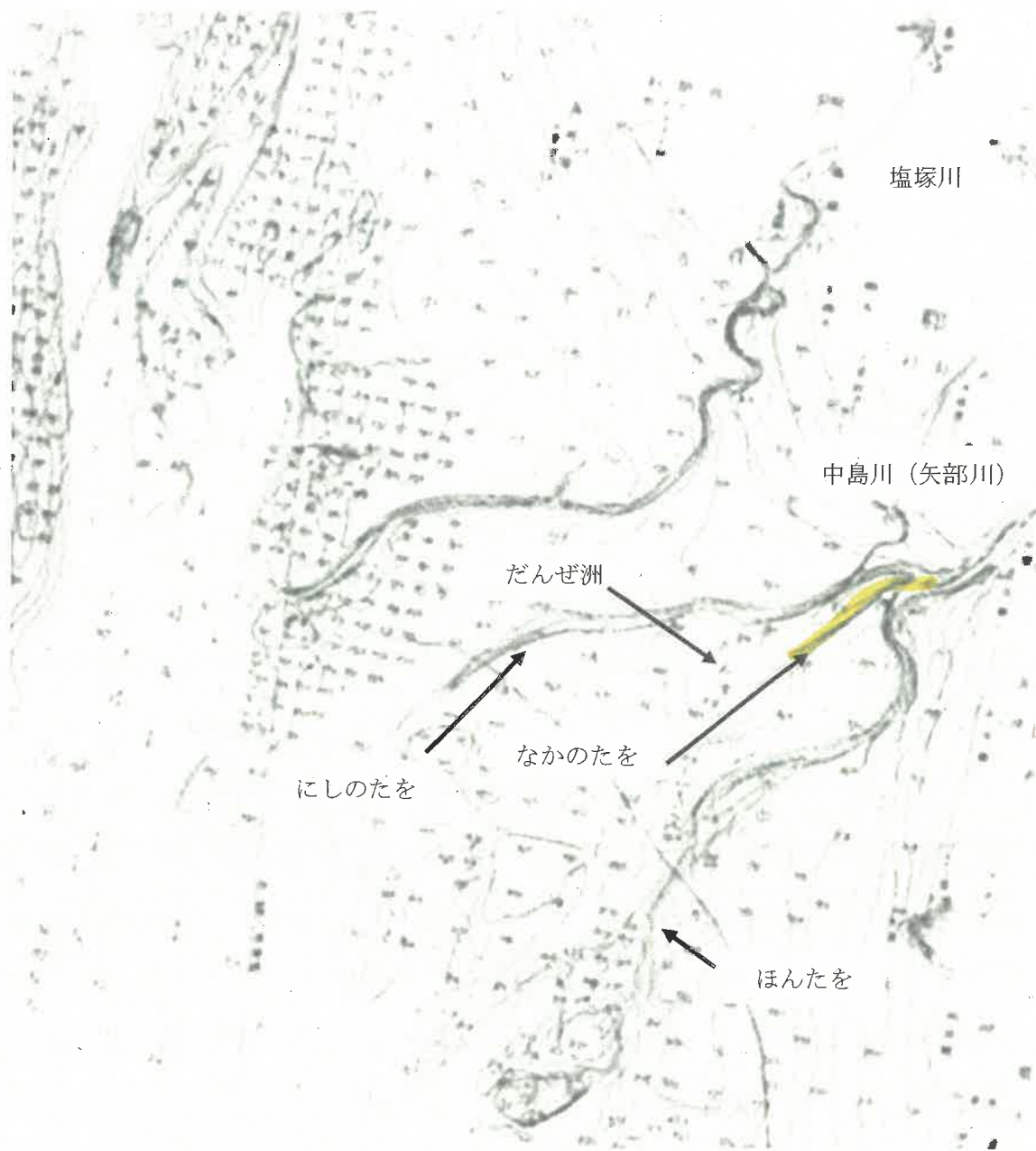


図1 過去の地形図に記された中島川（矢部川）のみおすじ
(有明海干潟利用研究報告 p 16)

中島川（矢部川）のみおすじについて

(1) 過去の福佐連調委における協議

・第 103 回福佐連調委 (S39)

「中島川のみおすじ」は3本のみおのうち中央のみおにすることを決定。

(草場委員) 中島川のみおすじといっても今は三本あって、どれをとるかで大きく変わってくるが。

(議長) 以前、詰合ったときのみおはどれですか。

(草場委員) 中央のみおです。

(議長) それでよいでしょう。

・第 362 回福佐連調委 (H29)

「あばきのたお」と「中島川のみおすじ」の位置を、今後明確にすることを決定。

※委員会から事務局に付託

・第 367 回福佐連調委 (H30)

「あばきのたお」は両県意見が一致し、位置が確定。

「中島川のみおすじ」は両県の意見に大きな差が見られたことからまとまらず、再度、事務局で検討・協議を行い、案を作成後、連調委で協議を行うこととなった。

(2) 今年度の「中島川みおすじ」についての検討

①過去の文献調査

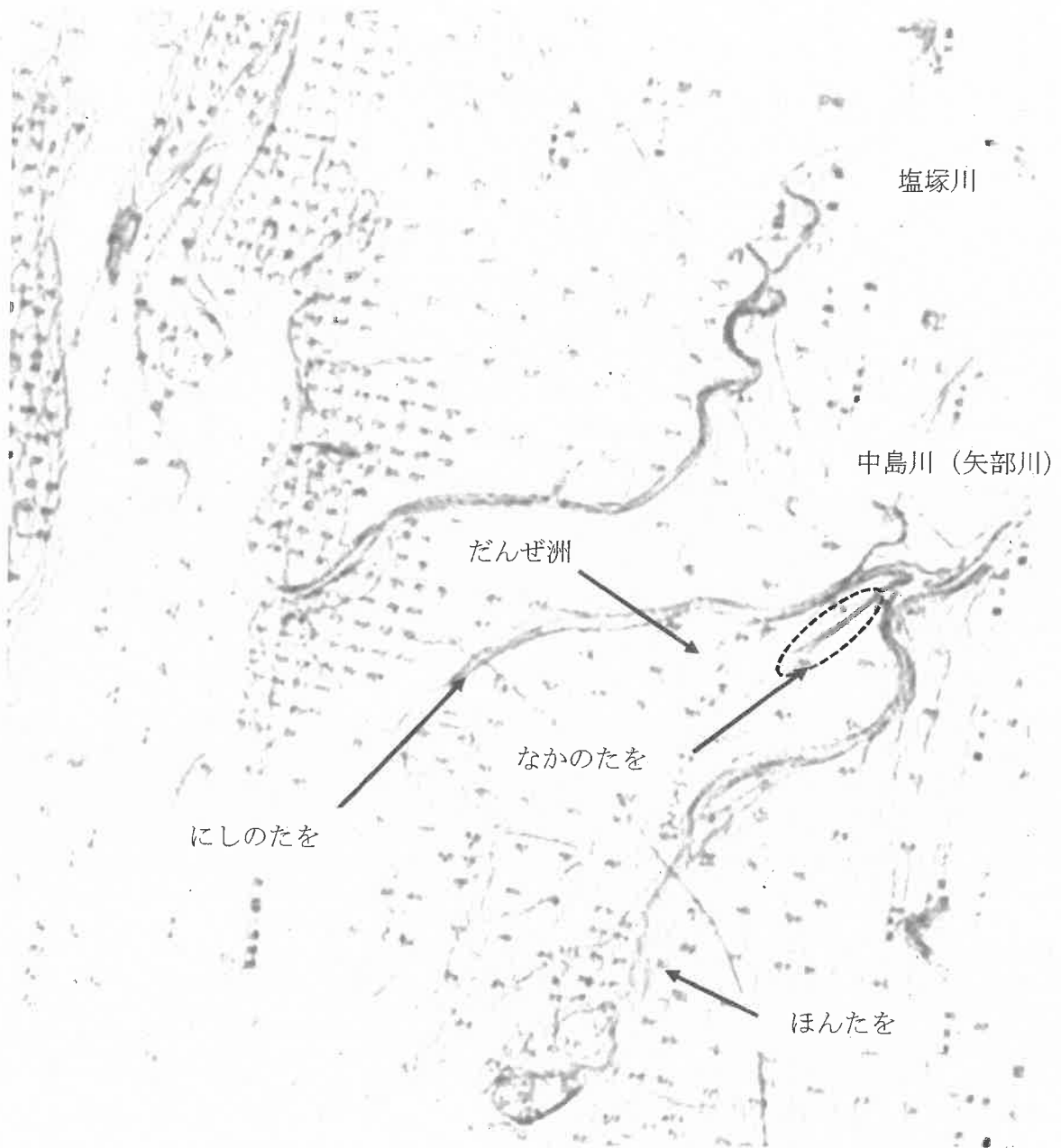
過去の委員会議事録や水産海洋技術センターが所有する文献・書籍を調査した結果、有明海干潟利用研究報告（昭和4年 福岡県水産試験場）に、次のような記述と過去の地形図が記載。

記述

・山門郡の中央を流るゝ塩塚川濤は、始め南流し後西流し「七つはぜ」と「ひやつかん」との間にて消滅す。中島川濤は西南に向ひて走り「だんぜ洲」の上部に於て三分す。其の西方に於けるものは「西のたを」と呼び、中央は「なかのたを」と称して尤も浅く、東方のものは、「ほんたを」と云ひ尤も深し。而して「ほんたを」は「くろつ」の下部「すぎん」の上部にて二分し、其中間に「すぎん」及「おびつ」の二洲を介在せしむ。

(有明海干潟利用研究報告 p 25より抜粋)

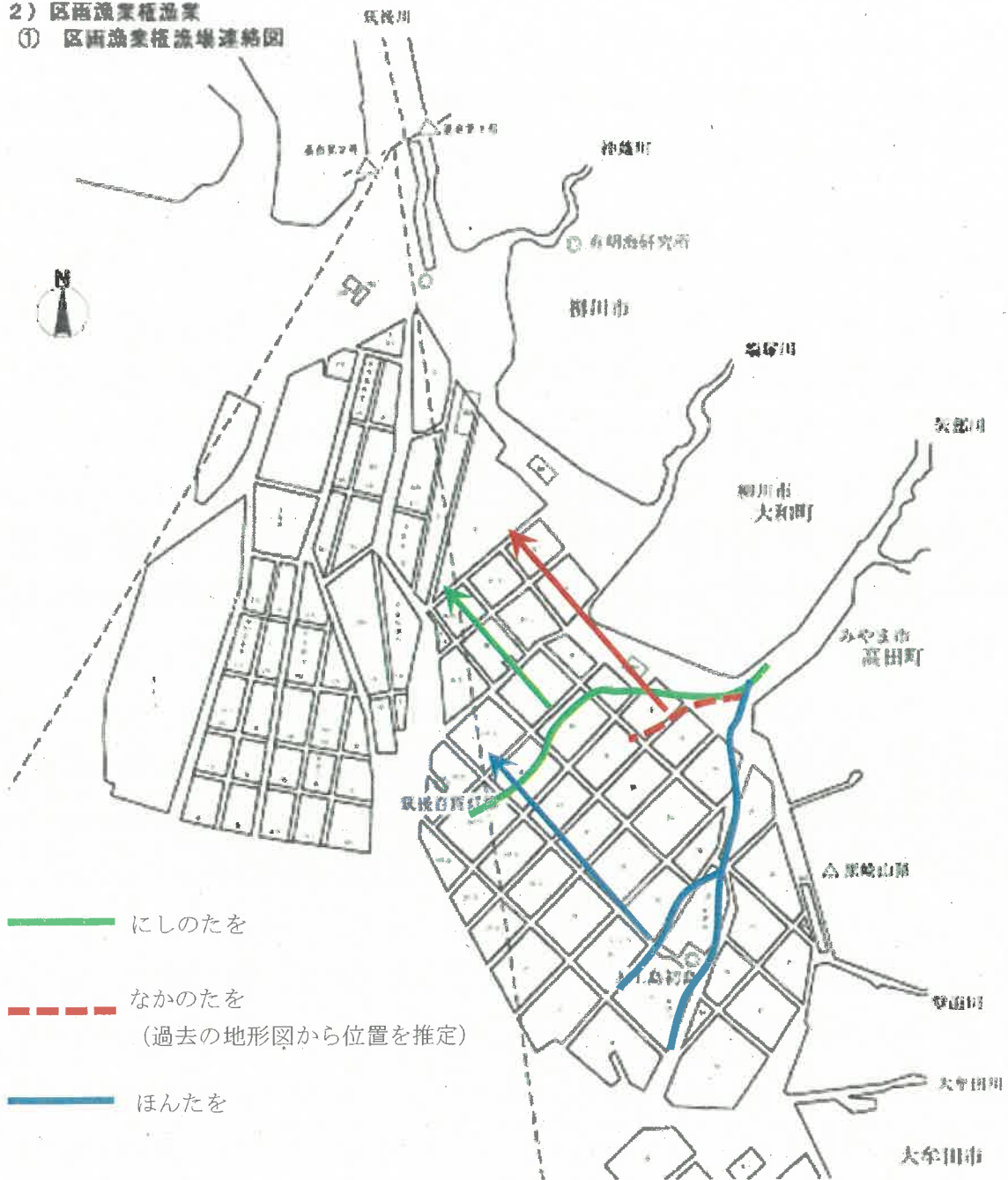
地形図



(3) 現在の漁場図上におとしたみおすじの位置

2) 区画漁業権漁業

① 区画漁業権漁場連絡図



福岡佐賀相互入漁の状況

福岡県有明海漁連と佐賀県有明海漁協との間で、毎年入漁協定を締結。

(1) 福岡→佐賀への入漁

①入漁条件

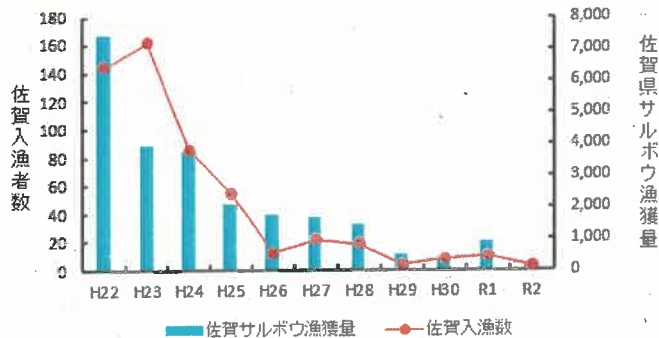
- (1) 漁船機関 (船内機 450kw 以下 (4 トン未満は 330kw 以下)、船外機 80kw 以下 (1.5 トン未満は 60kw 以下)、船内外機 450kw 以下 (2 トン未満は 80kw 以下))
- (2) 船名、漁船登録番号、所属組合名の表示
- (3) 入漁証の携行及び入漁の標旗の掲揚
- (4) 第1種区画漁業権 (貝類ひび建養殖業) 及び第3種区画漁業権 (貝類養殖) 漁場の区域並びにその周辺 100m 以内の区域に立ち入り操業することを禁止。
- (5) 第1種区画漁業権 (のり養殖) の支柱の周辺 100m 以内の区域に立ち入り操業することを禁止。

②入漁者数

- ・ 第1種共同漁業 (採貝漁業 100 人以内、その他の漁業 50 人以内)
- ・ 第2種共同漁業 (3 隻以内)

③近年 (H25 以降) の入漁申請数 1~86 人

入漁による漁獲は主にサルボウ。
 サルボウが多い時 (佐賀県のサルボウ漁獲量が多い年) は福岡から佐賀への入漁が多い傾向。



(2) 佐賀→福岡への入漁

①入漁条件

佐賀入漁の(1)～(3)

②入漁者数

佐賀入漁と同じ

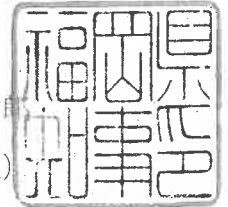
③近年 (H25 以降) の入漁申請数 0 人

4漁管第4687号

令和5年1月26日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、福岡有明海漁業協同組合連合会、三里漁業協同組合、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合、大野島漁業協同組合及び柳川漁業協同組合から漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



令和3年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況(有明海区)

報告の対象となる期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (略)	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
共同	有区第1号	第1,2種	(略)	筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先	福岡有明海漁連	団体	1685	○	○
"	有区第2号	"	"	大牟田市四山町地先	三里	"	60	○	○
区画	有区第1号	第1種	かきひび建	柳川市昭南町地先	大川	"	21	-	×
"	"	"	"	"	川口	"	56	-	×
"	"	"	"	"	大野島	"	4	-	×
"	"	"	"	"	柳川	"	6	-	○
"	有区第2号	"	のり	柳川市橋本町地先	福岡有明海漁連	"	449	-	○
"	有区第3号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第4号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第5号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第6号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第7号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第8号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第9号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	449	-	○
"	有区第10号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第11号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第12号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第13号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第14号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第15号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第16号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第17号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第18号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第19号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第20号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第21号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第22号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第23号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第24号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第25号	"	"	"	"	"	449	-	○
"	有区第26号	"	"	"	"	"	449	-	○

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
区画	有区第27号	第1種	のり	柳川市大和町地先	福岡有明海漁連	団体	449	—	○
"	有区第28号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第29号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第30号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第31号	"	"	大牟田市地先	"	"	449	—	○
"	有区第32号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	449	—	○
"	有区第33号	"	"	大牟田市地先	"	"	449	—	○
"	有区第34号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第35号	"	"	みやま市高田町地先	"	"	449	—	○
"	有区第36号	"	"	大牟田市地先	"	"	449	—	○
"	有区第37号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第38号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第39号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第40号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第41号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第42号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第43号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第44号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第45号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第46号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第47号	"	"	"	"	"	449	—	×
"	有区第48号	"	"	"	"	"	449	—	○
"	有区第301号	第3種	あさり	柳川市橋本町地先	"	"	195	—	○
"	有区第302号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	195	—	○
"	有区第303号	"	"	大牟田市地先	"	"	195	—	○
"	有区第304号	"	"	柳川市橋本町地先	"	"	195	—	○

4水管第2546号-4
令和5年1月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

水産庁長官

漁業法第64条第2項の規定に基づく意見聴取の結果の公表について

このたび、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条に基づき農林水産大臣が権限を行使する漁場に係る海区漁場計画の素案について、同法第64条第1項の規定に基づき利害関係人の意見聴取を行い、別添のとおり、同条第2項の規定に基づきその結果を公表したので通知する。



令和5年1月24日

農林水産大臣が権限を行使する漁場の海区漁場計画（案案）に対する意見聴取の結果

1 意見聴取の概要

- ・方法：郵送、FAX、電子メール
- ・意見の提出期間：令和4年12月14日（水）から令和5年1月18日（水）

2 意見聴取の結果について

本件に対する利害関係人からの意見の提出はありませんでした。

水産庁資源管理部管理調整課
沿岸・遊漁室沿岸調整班
TEL 03-3502-8476（直通）

海区漁場計画(案)

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 9 分 9 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点 (基点第 1 号と基点第 2 号とを結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯 32 度 59 分 48 秒東経 130 度 23 分 20 秒の点 ((ア) から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯 32 度 58 分 55 秒東経 130 度 19 分 41 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯 32 度 58 分 47 秒東経 130 度 19 分 40 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯 32 度 57 分 50 秒東経 130 度 13 分 48 秒の点 (基点第 4 号と(ア)を結ぶ直線上、基点第 4 号から 1,000 メートルの点)

基点第 1 号 北緯 33 度 9 分 19 秒東経 130 度 21 分 39 秒 (福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 2 号 北緯 33 度 8 分 59 秒東経 130 度 21 分 3 秒 (佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 3 号 北緯 33 度 0 分 18 秒東経 130 度 25 分 25 秒 (福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第 4 号 北緯 32 度 57 分 22 秒東経 130 度 13 分 29 秒 (佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	もがい漁業	1月1日から12月31日まで	
	にし漁業	同上	
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで	
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで	
	あげまき漁業	同上	
	まてがい漁業	同上	
	うみたけ漁業	同上	
	はいがい漁業	同上	
	たこ漁業	同上	
	餌むし漁業	同上	
	しゃこ漁業	同上	
	いそぎんちやく漁業	同上	
	しゃみせんがい漁業	同上	
	第二種共同漁業	三尺網漁業	同上
		あみもじ網漁業	同上
こうもり網漁業		同上	
待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)		同上	
かにかご漁業		同上	
いかかご漁業		同上	
あなごかご漁業(釜 <small>せん</small> を使用するものを含む。)		同上	
うなぎかご漁業(釜 <small>せん</small> を使用するものを含む。)		同上	

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ 条件

(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項(区画漁業権)

① 公示番号 農区第201号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

② 公示番号 農区第 202 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神崎市千代田町

③ 公示番号 農区第 203 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 6 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び

（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

（ア）北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点

（イ）北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点

（ウ）北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点

（エ）北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点

（オ）北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点

（カ）北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点

（キ）北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点

（ク）北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点

（ケ）北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神埼市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（ク）の各点、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（シ）の各点及び（タ）、（チ）、（ツ）、（キ）、（タ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

（ア）北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点

（イ）北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点

（ウ）北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点

（エ）北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点

（オ）北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点

（カ）北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点

（キ）北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点

（ク）北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点

（ケ）北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点

（コ）北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点

（サ）北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点

（シ）北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 7 分 3 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第 208 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ウ）、（カ）及び（キ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- （ア）北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点
- （イ）北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点
- （ウ）北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- （エ）北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- （オ）北緯 33 度 6 分 8 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- （カ）北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- （キ）北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点
- （ク）北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑦ 公示番号 農区第 209 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ア）、（イ）、（ス）、（カ）、（ア）の各点及び（コ）、（エ）、（シ）、（ケ）、（コ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- （ア）北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- （イ）北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第 210 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点、（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点、（ヌ）、（ネ）、（ノ）、（ハ）、（ヌ）の各点及び（ヒ）、（フ）、（ヘ）、（ホ）、（ヒ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第211号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(カ)、(ネ)、(ヌ)、(コ)、(カ)の各点、(キ)、(ク)、(ケ)、(カ)、(キ)の各点、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(サ)の各点、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(ソ)の各点及び(テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(テ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点

- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 4 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第 212 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

（ア）北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点

（イ）北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点

（ウ）北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点

（エ）北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

（オ）北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）

⑪ 公示番号 農区第 213 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

（ア）北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

（イ）北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点

(エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点

(オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

2 漁場の図面

別添のとおり

3 漁業の免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

4 3 の申請期間

令和 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

5 免許の存続期間

共同漁業権については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

区画漁業権については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

なし

農林水産大臣管轄漁場

漁場連絡図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



佐賀市川副町大井道

早津江川

佐賀市川副町大院間

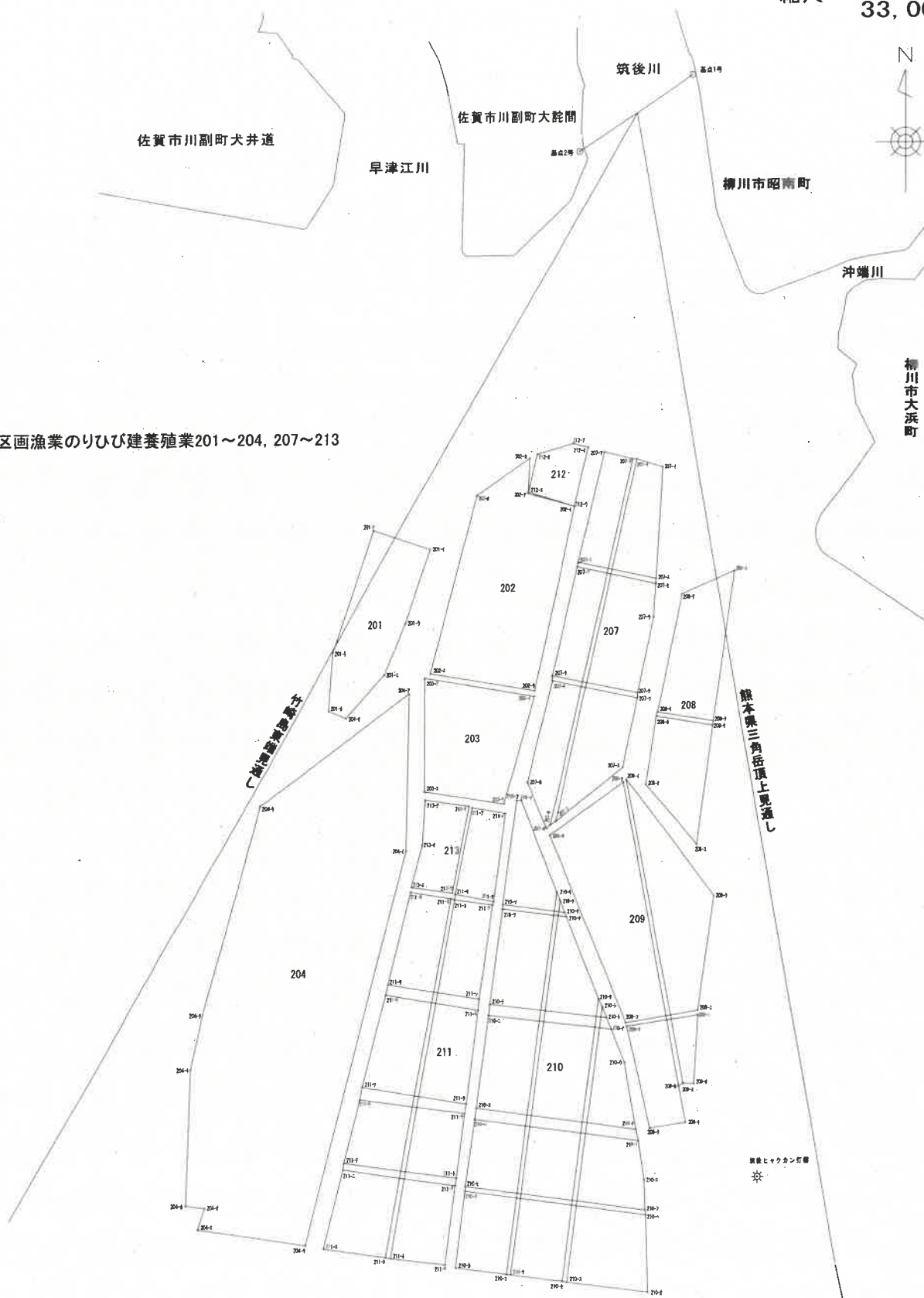
筑後川

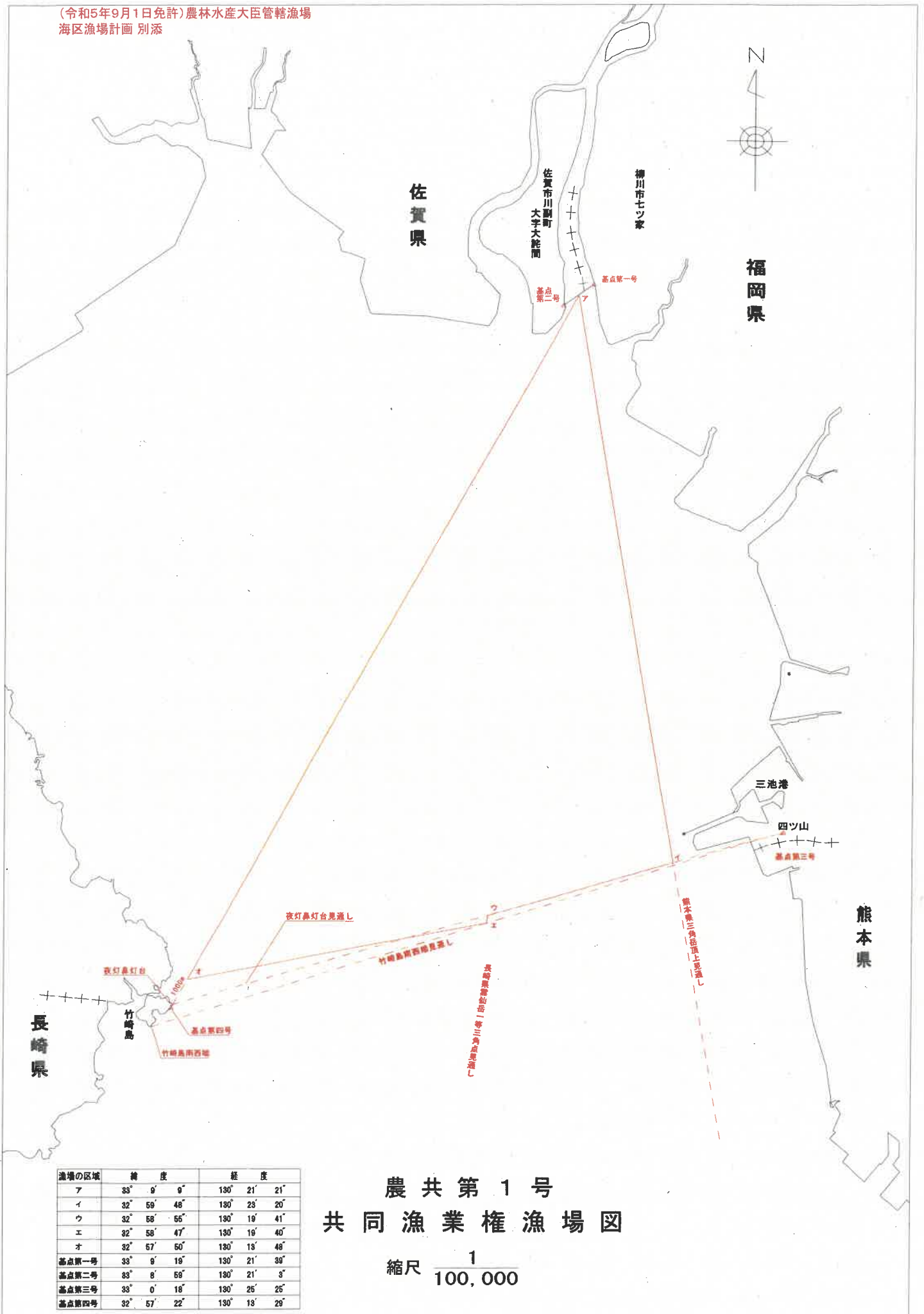
柳川市昭南町

沖端川

柳川市大浜町

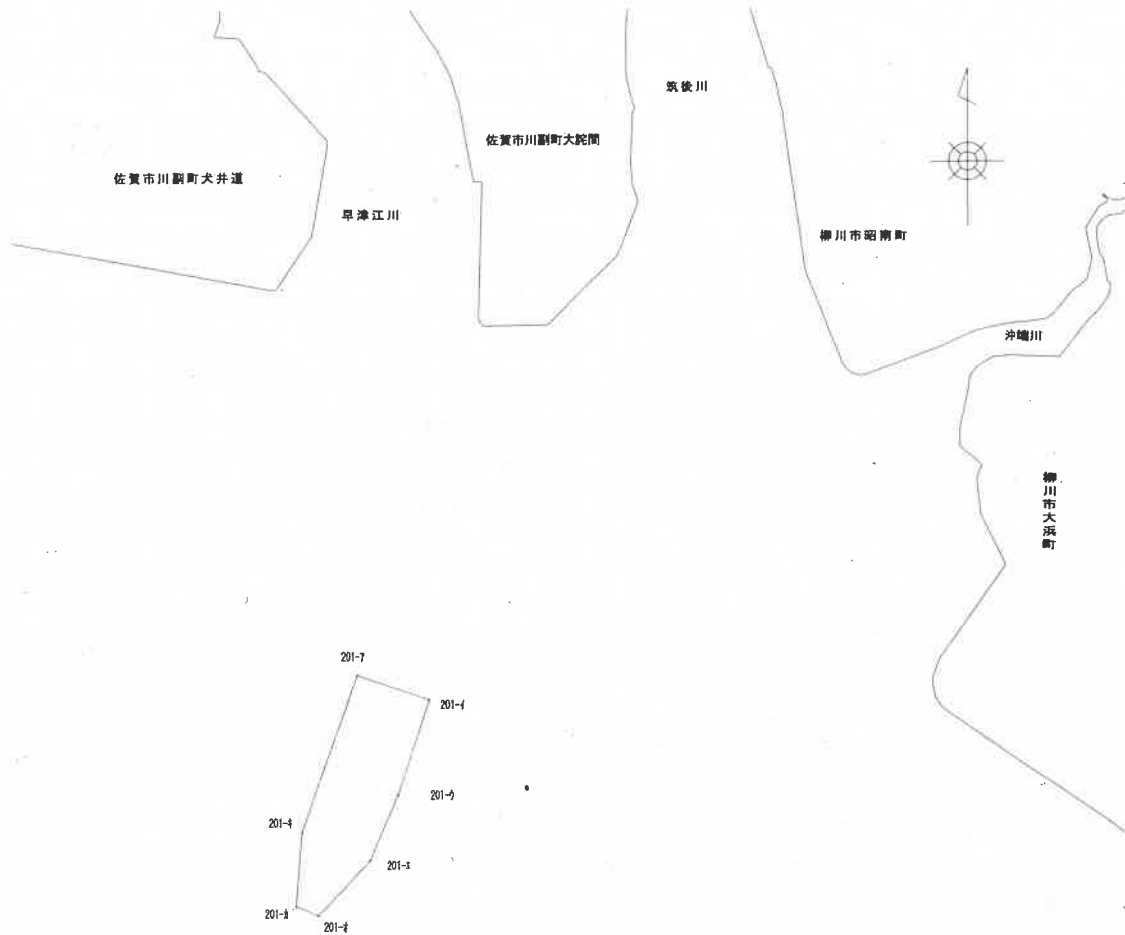
第1種区画漁業のりひび建養殖業201~204, 207~213





農共第1号
共同漁業権漁場図

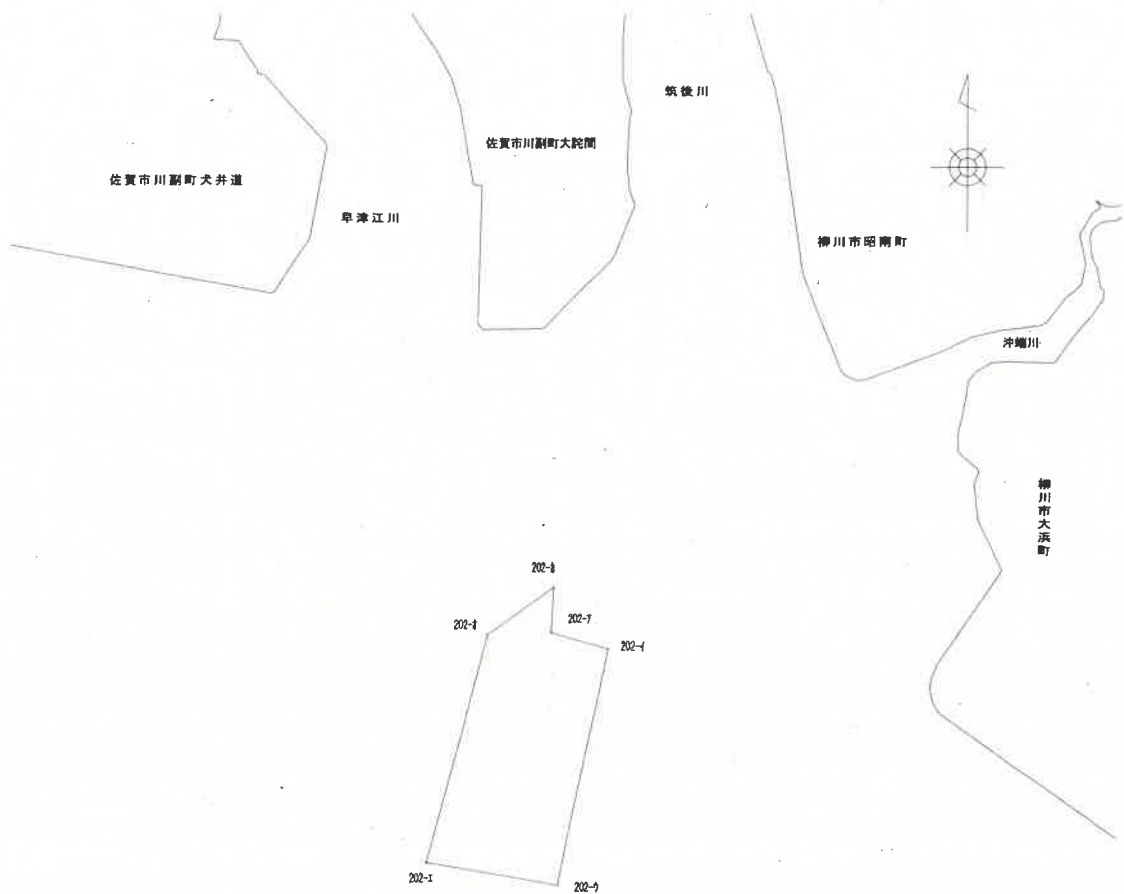
縮尺 $\frac{1}{100,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
201-ア	33° 7' 17"	130° 19' 57"
201-イ	33° 7' 12"	130° 20' 16"
201-ウ	33° 6' 52"	130° 20' 8"
201-エ	33° 6' 38"	130° 20' 1"
201-オ	33° 6' 26"	130° 19' 48"
201-カ	33° 6' 28"	130° 19' 43"
201-キ	33° 6' 44"	130° 19' 44"

農区第201号
区画漁業権漁場図

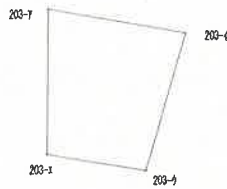
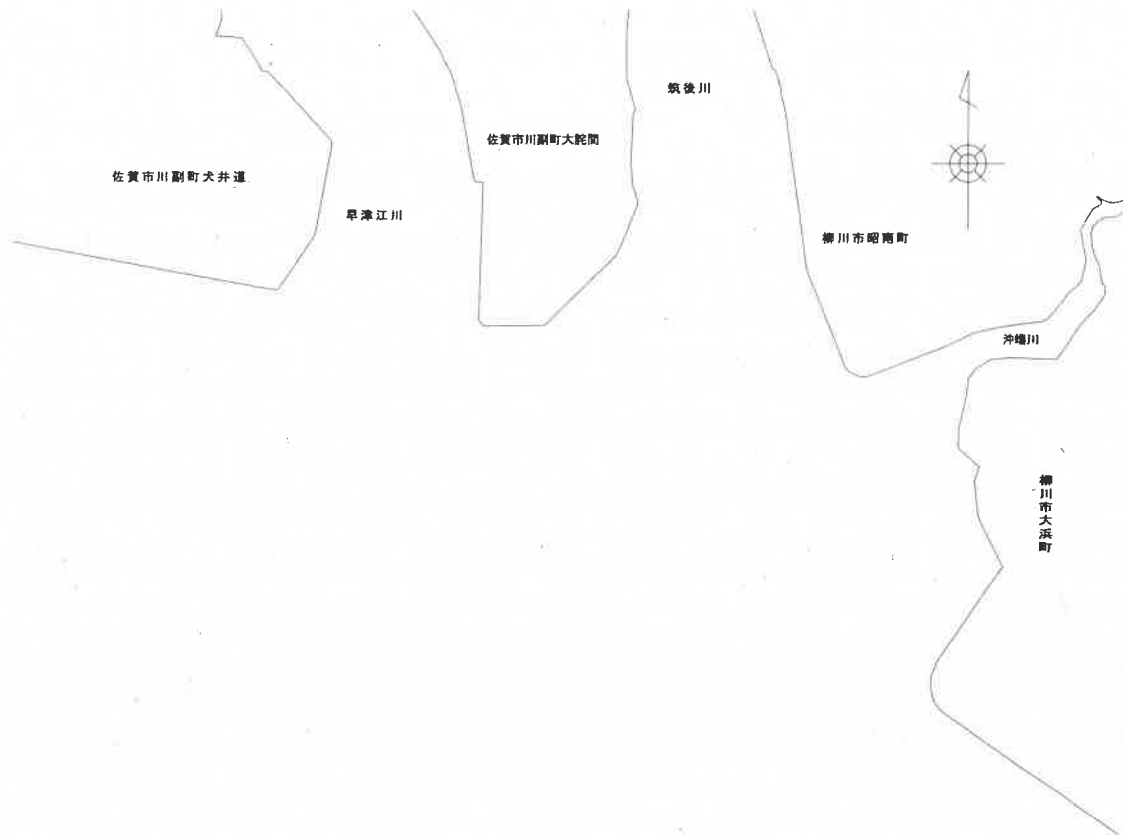
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
202-ア	33° 7' 27"	130° 20' 46"
202-イ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
202-ウ	33° 6' 34"	130° 20' 49"
202-エ	33° 6' 38"	130° 20' 16"
202-オ	33° 7' 26"	130° 20' 30"
202-カ	33° 7' 36"	130° 20' 47"

農区第202号
区画漁業権漁場図

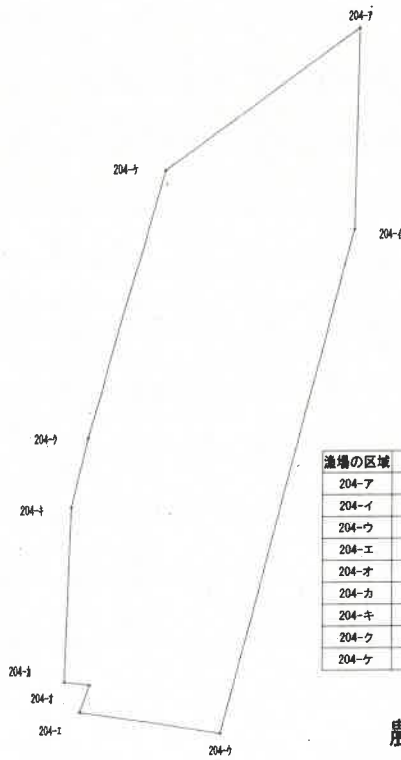
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
203-ア	33° 6′ 37″	130° 20′ 14″
203-イ	33° 6′ 32″	130° 20′ 49″
203-ウ	33° 6′ 3″	130° 20′ 39″
203-エ	33° 6′ 6″	130° 20′ 14″

農区第203号
区画漁業権漁場図

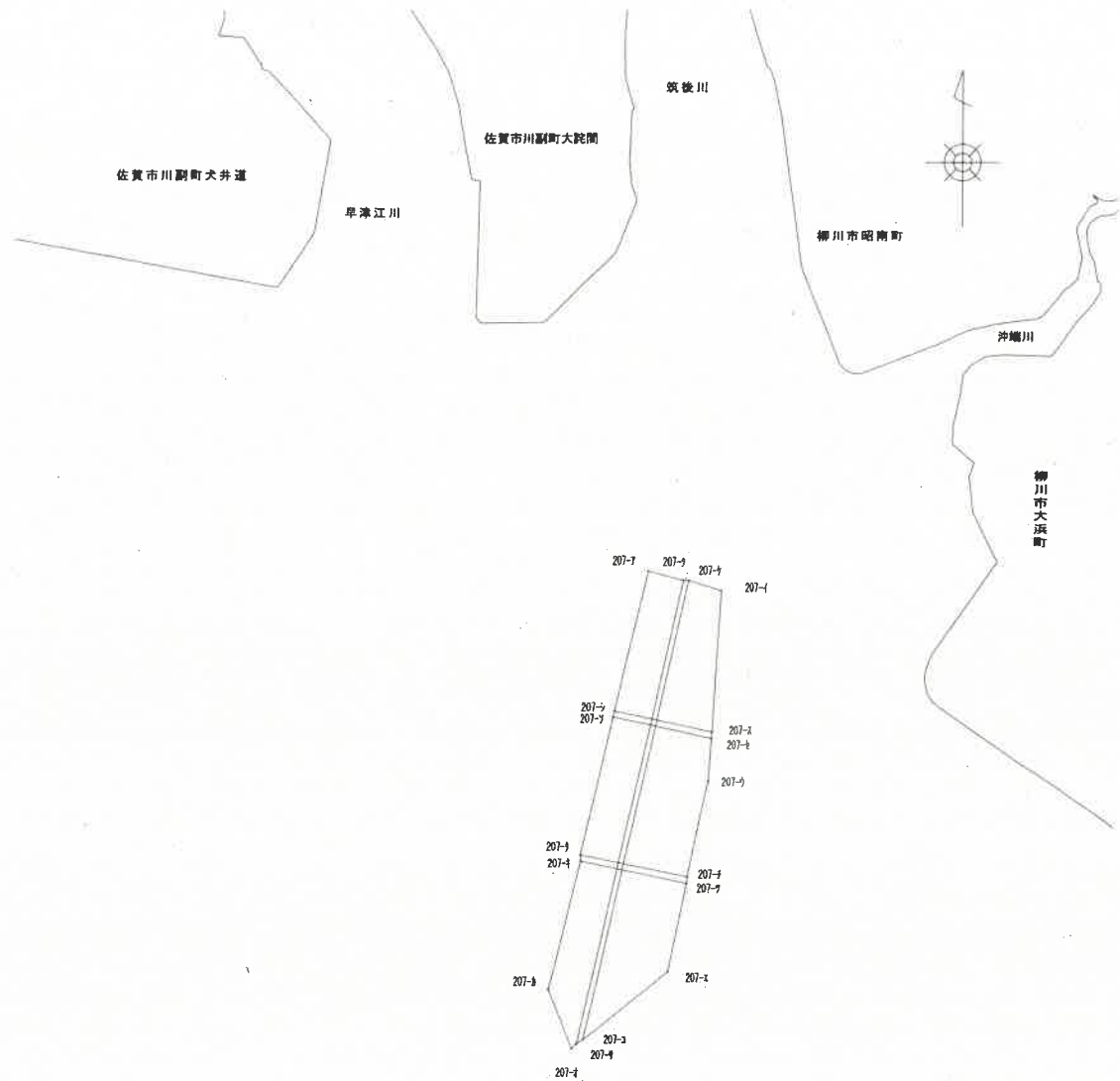
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
204-ア	33° 6' 33"	130° 20' 9"
204-イ	33° 5' 51"	130° 20' 8"
204-ウ	33° 4' 4"	130° 19' 36"
204-エ	33° 4' 8"	130° 19' 1"
204-オ	33° 4' 14"	130° 19' 3"
204-カ	33° 4' 15"	130° 18' 57"
204-キ	33° 4' 52"	130° 18' 59"
204-ク	33° 5' 6"	130° 19' 2"
204-ケ	33° 6' 3"	130° 19' 20"

農区第204号
区画漁業権漁場図

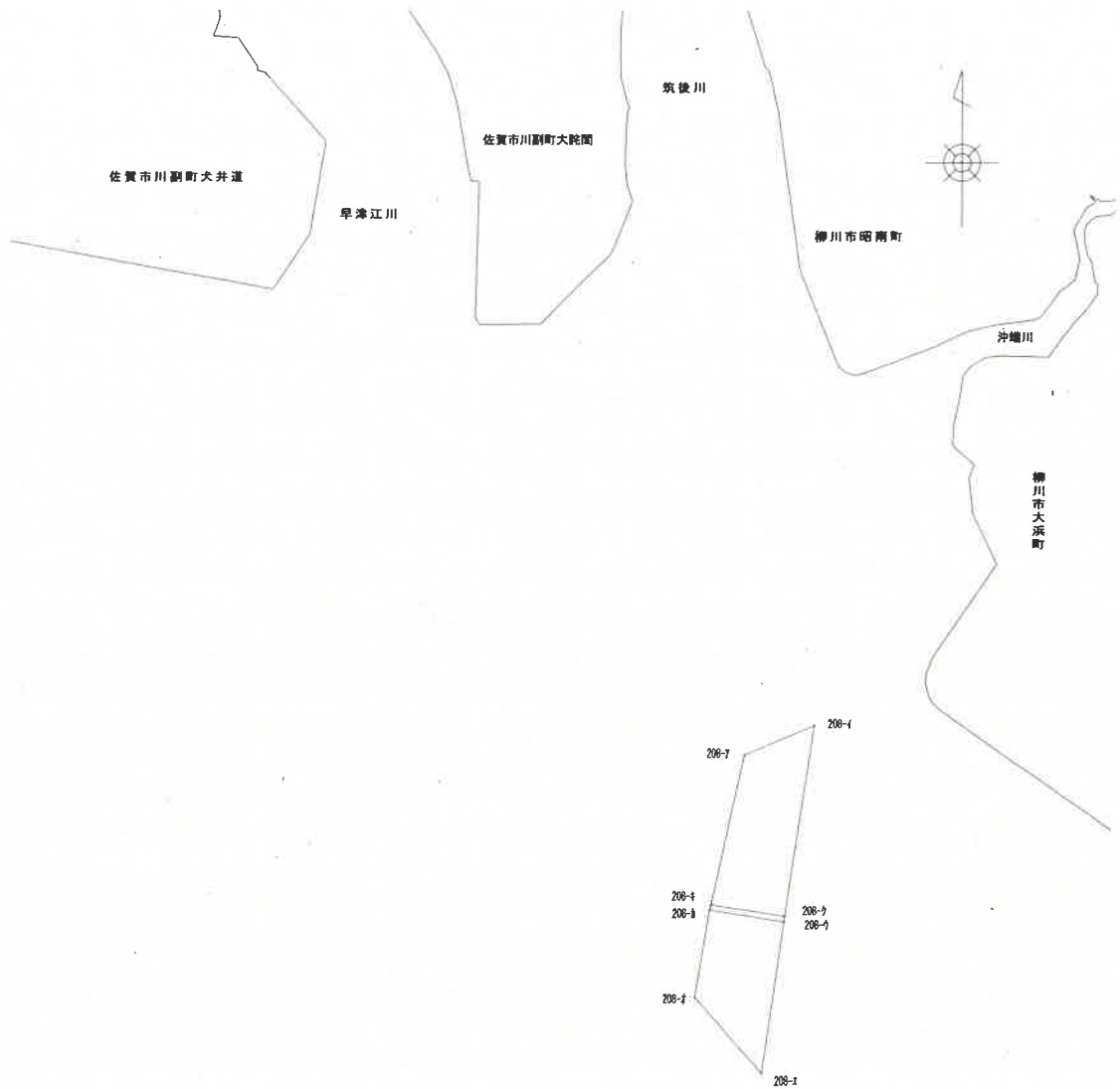
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
207-ア	33° 7' 38"	130° 21' 10"
207-イ	33° 7' 34"	130° 21' 29"
207-ウ	33° 6' 54"	130° 21' 26"
207-エ	33° 6' 13"	130° 21' 17"
207-オ	33° 5' 57"	130° 20' 53"
207-カ	33° 6' 9"	130° 20' 47"
207-キ	33° 6' 36"	130° 20' 54"
207-ク	33° 7' 36"	130° 21' 19"
207-ケ	33° 7' 36"	130° 21' 21"
207-コ	33° 5' 59"	130° 20' 55"
207-サ	33° 5' 58"	130° 20' 54"
207-シ	33° 7' 8"	130° 21' 2"
207-ス	33° 7' 4"	130° 21' 27"
207-セ	33° 7' 3"	130° 21' 27"
207-ソ	33° 7' 7"	130° 21' 2"
207-タ	33° 6' 38"	130° 20' 54"
207-チ	33° 6' 33"	130° 21' 21"
207-ツ	33° 6' 32"	130° 21' 21"

農区第207号
 区画漁業権漁場図

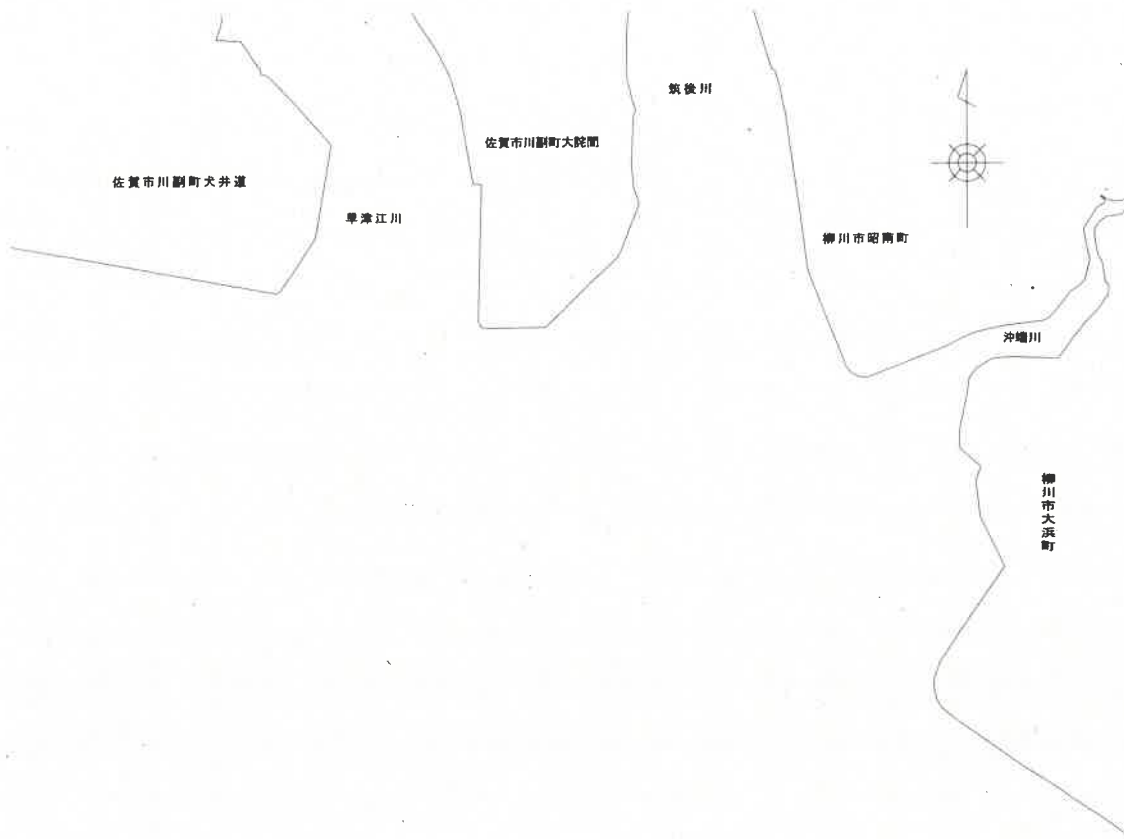
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



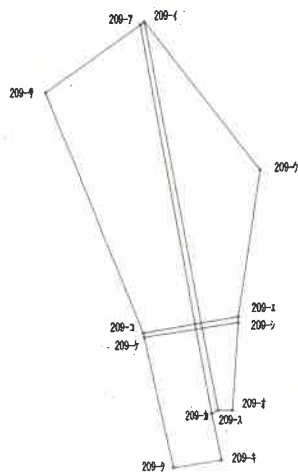
漁場の区域	緯 度	経 度
208-ア	33° 7' 0"	130° 21' 36"
208-イ	33° 7' 6"	130° 21' 53"
208-ウ	33° 6' 24"	130° 21' 46"
208-エ	33° 5' 52"	130° 21' 41"
208-オ	33° 6' 8"	130° 21' 24"
208-カ	33° 6' 27"	130° 21' 27"
208-キ	33° 6' 28"	130° 21' 28"
208-ク	33° 6' 26"	130° 21' 46"

農区第208号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
209-ア	33° 6' 9"	130° 21' 17"
209-イ	33° 6' 10"	130° 21' 18"
209-ウ	33° 5' 39"	130° 21' 46"
209-エ	33° 5' 8"	130° 21' 41"
209-オ	33° 4' 48"	130° 21' 40"
209-カ	33° 4' 47"	130° 21' 35"
209-キ	33° 4' 37"	130° 21' 37"
209-ク	33° 4' 36"	130° 21' 26"
209-ケ	33° 5' 3"	130° 21' 18"
209-コ	33° 5' 4"	130° 21' 18"
209-サ	33° 5' 55"	130° 20' 54"
209-シ	33° 5' 6"	130° 21' 41"
209-ス	33° 4' 48"	130° 21' 36"



農区第209号
 区画漁業権漁場図

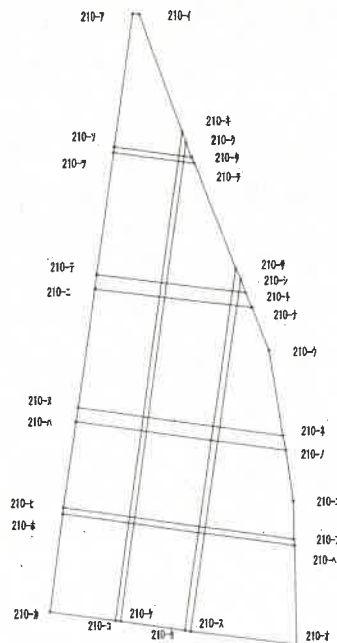
縮尺 $\frac{1}{33,000}$

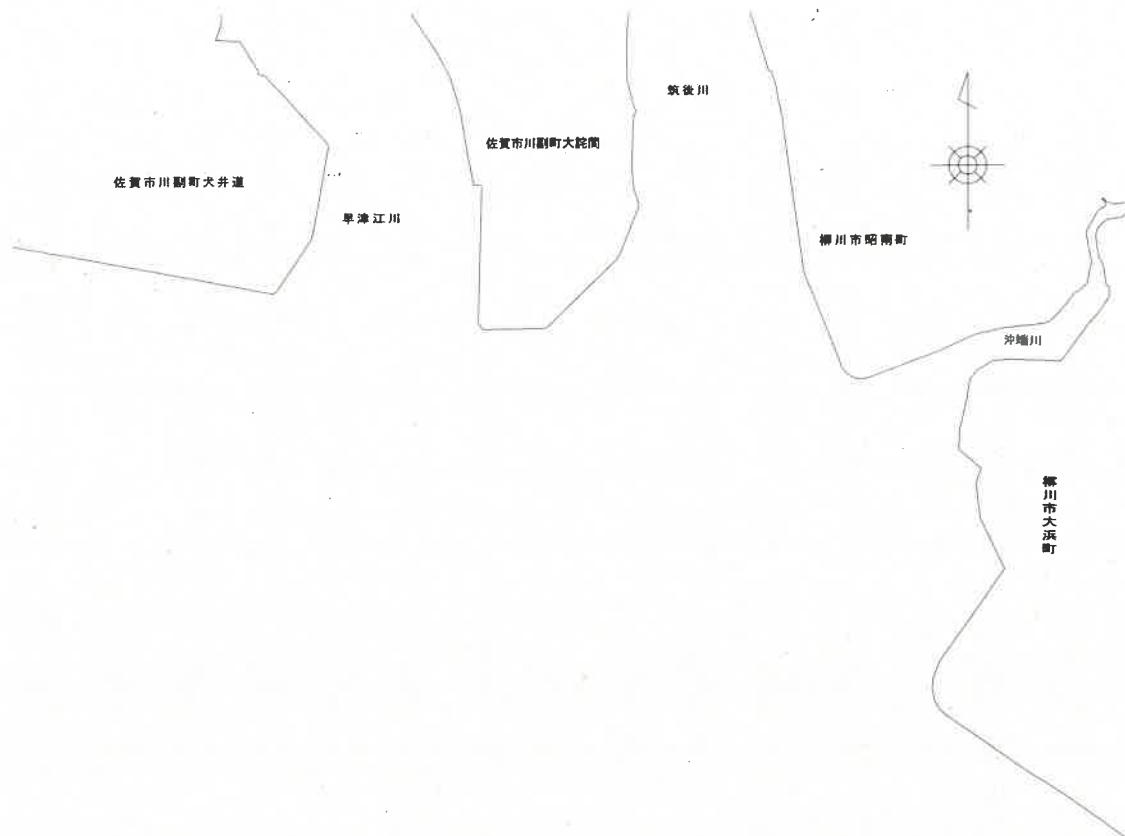


農区第210号
区画漁業権漁場図

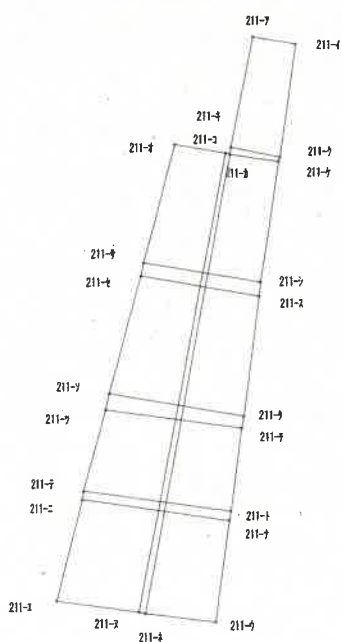
縮尺 $\frac{1}{33,000}$

漁場の区域	緯 度	経 度
210-ア	33° 6' 4"	130° 20' 43"
210-イ	33° 6' 4"	130° 20' 45"
210-ウ	33° 4' 54"	130° 21' 17"
210-エ	33° 4' 22"	130° 21' 24"
210-オ	33° 3' 51"	130° 21' 25"
210-カ	33° 3' 58"	130° 20' 25"
210-キ	33° 5' 39"	130° 20' 56"
210-ク	33° 5' 37"	130° 20' 57"
210-ケ	33° 3' 56"	130° 20' 42"
210-コ	33° 3' 56"	130° 20' 41"
210-サ	33° 5' 11"	130° 21' 9"
210-シ	33° 5' 9"	130° 21' 10"
210-ス	33° 3' 54"	130° 20' 59"
210-セ	33° 3' 54"	130° 20' 58"
210-ソ	33° 5' 38"	130° 20' 38"
210-タ	33° 5' 34"	130° 20' 58"
210-チ	33° 5' 33"	130° 20' 59"
210-ツ	33° 5' 35"	130° 20' 39"
210-テ	33° 5' 9"	130° 20' 35"
210-ト	33° 5' 6"	130° 21' 12"
210-ナ	33° 5' 2"	130° 21' 13"
210-ニ	33° 5' 6"	130° 20' 35"
210-ヌ	33° 4' 41"	130° 20' 31"
210-ネ	33° 4' 35"	130° 21' 21"
210-ノ	33° 4' 32"	130° 21' 22"
210-ハ	33° 4' 38"	130° 20' 30"
210-ヒ	33° 4' 20"	130° 20' 28"
210-フ	33° 4' 14"	130° 21' 24"
210-ヘ	33° 4' 12"	130° 21' 24"
210-ホ	33° 4' 19"	130° 20' 27"



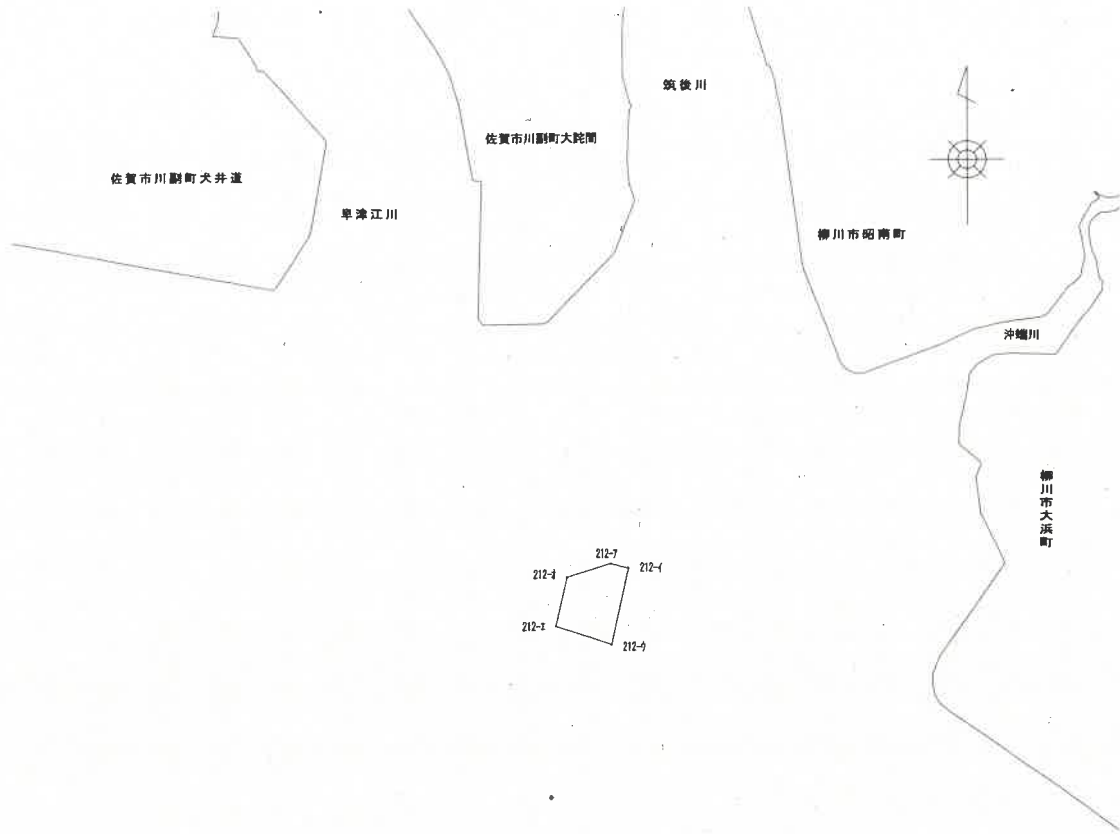


漁場の区域	緯 度	経 度
211-ア	33° 6' 2"	130° 20' 29"
211-イ	33° 6' 1"	130° 20' 40"
211-ウ	33° 3' 59"	130° 20' 21"
211-エ	33° 4' 3"	130° 19' 42"
211-オ	33° 5' 40"	130° 20' 10"
211-カ	33° 5' 37"	130° 20' 24"
211-キ	33° 5' 39"	130° 20' 24"
211-ク	33° 5' 37"	130° 20' 36"
211-ケ	33° 5' 36"	130° 20' 36"
211-コ	33° 5' 38"	130° 20' 23"
211-サ	33° 5' 15"	130° 20' 3"
211-シ	33° 5' 11"	130° 20' 32"
211-ス	33° 5' 8"	130° 20' 31"
211-セ	33° 5' 12"	130° 20' 2"
211-ソ	33° 4' 47"	130° 19' 54"
211-タ	33° 4' 42"	130° 20' 28"
211-チ	33° 4' 40"	130° 20' 27"
211-ツ	33° 4' 44"	130° 19' 53"
211-テ	33° 4' 27"	130° 19' 46"
211-ト	33° 4' 22"	130° 20' 25"
211-ナ	33° 4' 20"	130° 20' 24"
211-ニ	33° 4' 25"	130° 19' 48"
211-ル	33° 4' 1"	130° 20' 2"
211-ネ	33° 4' 1"	130° 20' 4"



農区第211号
 区画漁業権漁場図

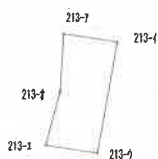
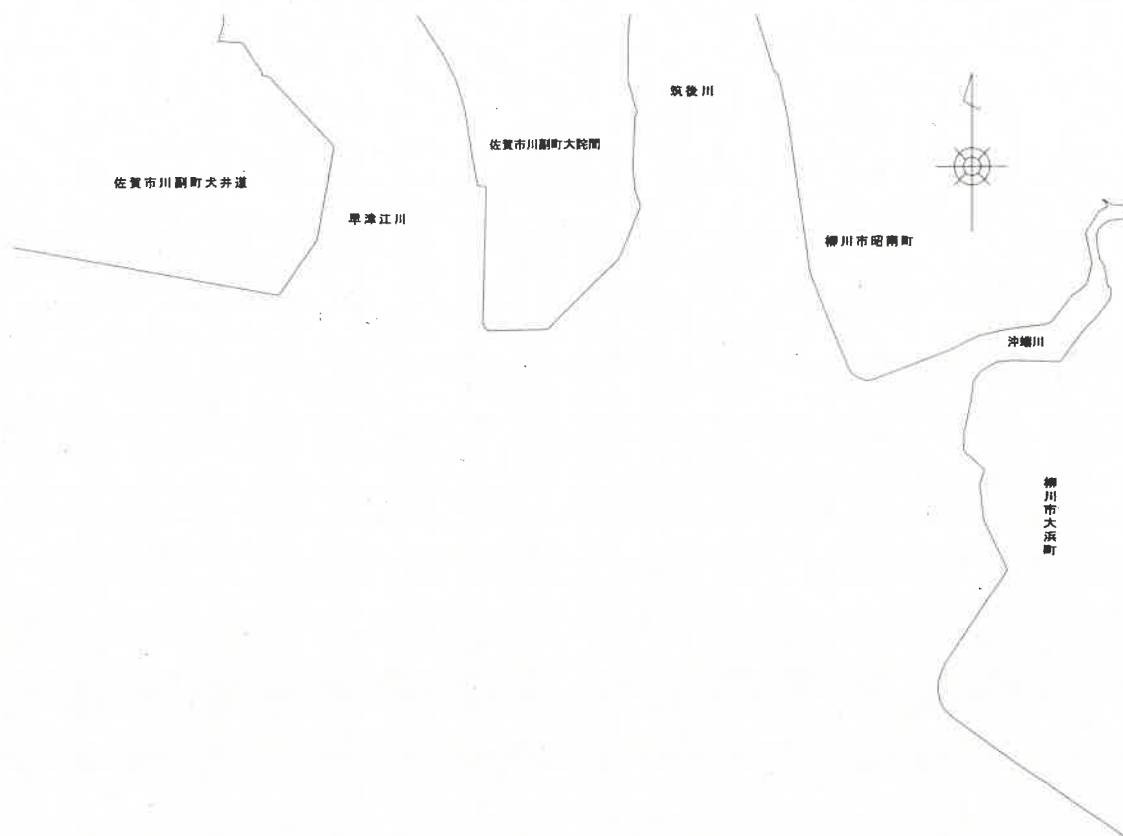
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
212-ア	33° 7' 40"	130° 21' 1"
212-イ	33° 7' 39"	130° 21' 5"
212-ウ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
212-エ	33° 7' 27"	130° 20' 47"
212-オ	33° 7' 37"	130° 20' 49"

農区第212号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
213-ア	33° 6' 4"	130° 20' 14"
213-イ	33° 6' 3"	130° 20' 28"
213-ウ	33° 5' 39"	130° 20' 23"
213-エ	33° 5' 41"	130° 20' 10"
213-オ	33° 5' 52"	130° 20' 14"

農区第213号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

(1) 共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後も行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

(2) 区画漁業権

① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第91条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第1号（農区第11号）：設定しない

全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和4年10月27日(木)午後2時30分から午後5時まで
開催場所 ホテルセントヒル長崎 3階「紫陽花」 〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長, 事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課, 九州漁業調整事務所, 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部林務水産課
- (3) 長崎県水産部長, 長崎県連合海区漁業調整委員会(会長, 事務局), 県内海区 漁業調整委員会(会長)、県水産部

1 開 会

司 会 : 事務局長 古原 和明

2 挨拶

- ① 主催者挨拶
全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 江口 幸男 (熊本県連合)
- ② 開催地挨拶 (地元海区)
長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄
- ③ 来賓挨拶
水産庁管理調整課 課長 斎藤 晃
- ④ 地元県挨拶
長崎県水産部長 川口 和宏
- ⑤ 来賓紹介

3 議長選出

長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄

4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

・沖縄県海区

・佐賀県連合海区

5 議事

第1号議案 令和5年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

・協議事項：なし

・照会：鹿児島県連合海区

第3号議案 次期開催海区について

・佐賀県連合海区

6 その他

7 閉会 16時20分

8 講演 16時30分

・「新たな資源管理の推進について」

・講師：水産庁管理調整課 課長 斎藤 晃

〔情報交換会〕18時頃から20時まで

・1階 「出島」

・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果

I 海区漁業調整委員会制度について	
要望内容	国の回答
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	しっかり努めていく
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	しっかり努めていく
3 新たな漁業関係法令の改正について	しっかり努めていく
4 海区漁業調整委員の資質向上について	研修会開催に向けて調整する
II 沿岸漁場の秩序維持について	
要望内容	国の回答
1 違法操業の取締強化等	しっかり対応していく
2 「密漁もの」の流通防止	罰則の強化、交付金による関係者の協議会開催、看板設置等、監視カメラ等の機材導入費支援、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システム導入支援を行う
III 太平洋クロマグロの資源管理について	
要望内容	国の回答
1 クロマグロ資源の適正利用	
① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現	将来、増枠するためには、R3年度の中西部太平洋まぐろ類委員会で決定された大型魚漁獲枠増による漁獲増大が資源に与える影響の確認、新たな管理目標の設定、違法漁獲防止策がとられていないなどの課題に一貫性を持って対応していくことが必須のため、関係者のご協力をお願いしたい。
② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	2022年漁期のクロマグロ漁獲枠の配分については、増枠を踏まえ、沿岸漁業に配慮した配分を行っており、来年度漁期についても適正な配分を行っていく。資源管理の推進にあたっては、今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者の理解が得られるよう丁寧な説明を行っていく。
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置	
① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示	沿岸漁業が適正な漁獲枠を有効に活用できるよう努めていくとともに、効果的な管理方法について引き続き検討を進めていく
② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	「クロマグロ混獲回避活動支援事業」の予算の執行においては、早期の支払いに努めるとともに、引き続き必要な予算の確保に努める。
③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	予算の確保に努めるとともに、水産加工業者については加工原料を転換する際に必要な機器の導入等に支援を行っていく。
④ 漁獲状況を把握するシステム構築	現場での漁獲報告の電子化を一層進め、できるかぎり簡便な方法による報告が可能となるよう進めていくこととしている。
3 遊漁者等の操業自粛措置	採捕規制措置の必要性の周知を図るとともに、令和4年6月以降の遊漁によるクロマグロ大型魚の採捕の再開にあたっては、規制措置を見直し、報告サイト等により遊漁者からの採捕数量の報告が円滑にできるようにした。

IV 沿岸資源の適正な利用について

要望内容	国の回答
<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>① 水産庁による両者の共存共栄のための話し合いの主催と合意形成の斡旋</p> <p>② 沿岸に準じた禁止期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し</p> <p>③ カツオやスルメイカにおける沖合漁業と沿岸漁業の操業調整</p> <p>④ 海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理</p> <p>⑤ 漁業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮</p>	<p>一方向的な沖合漁業への規制強化は困難であるが、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく、当事者間の話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応する。</p>
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>① 適切な資源管理の実施に係わる指導と、大中型まき網漁業及びロシア漁船による漁獲の調整</p> <p>② 適正な目標管理基準値の設定</p> <p>③ 漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施</p>	<p>引き続き適切な資源管理を行うとともに、その効果が損なわれないようにロシア漁船の数量についても対応する。また目標管理基準値は、最善の科学情報である資源評価に基づき設定しており、漁獲以外の海洋環境に考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理についても検討する。その上で、資源管理システムの構築にあたっては説明会等を行い、漁業者の理解と協力を得た上で進め、資源管理を実施する上で生じた減収については支援策を講じることで、資源管理の推進と収入源への支援への両立を図っていく。</p>
<p>3 カツオ資源の適正利用</p>	<p>今後もカツオの来遊経路の調査を継続しつつ、カツオ資源の持続的利用に向けた適切な資源管理措置が講じられるよう、関係国に働きかけを行っていく。また、大臣許可漁業と沿岸漁業間に生じる漁業調整に於いては、立会や調整等を通じて協議が行われるよう指導してきており、今後も取組を継続する。</p>
<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用</p>	<p>今後も公海での調査研究を行い、資源評価の精度向上を図りたい。また、本年3月に予定されていたNPFC（北太平洋漁業委員会）の年次会合は延期されたものの、資源管理の充実に向けて、引き続き関係国に積極的に働きかけを行う。</p>
<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>① 附属船を含む大中型まき網漁船全船へのVMS設置の義務付け</p> <p>② VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化等</p>	<p>VMSの火船等への設置状況や動作停止に関する情報の公表は困難であるが、VMSでは対応できない水中集魚灯の使用などについては、取締方法を工夫して対応する。</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

要望内容	国の回答
<p>1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について</p>	<p>説明会等を通じて指導・助言を行う。また、漁獲情報デジタル化推進事業については、早期の事業実施に向けて協力を求めたい。</p>

2 新制度の円滑な運用について	
① 地域課題への対応における指導・助言 ② 漁業権切替手続きにおける指導・助言	都道府県担当者との意見交換を通して、必要な指導・助言を行っていきたい。
3 新たな資源管理措置等について	
① 漁業現場の実情に則した資源管理措置の検討 ② 漁業者等の理解と合意のもとでの資源管理措置の検討 ③ 沿岸の零細漁業の経営に十分配慮した資源管理措置の実施 ④ 成長対策の具体化	新たな資源管理システムの構築は、最善の科学情報を踏まえた資源評価に基づき、漁業者の理解と協力を得た上で進めていく。 地域産業を守る成長対策の具体化に係る要望については、新規就業者対策や水産加工業の支援のため、漁港漁場整備長期計画における取組を行うことにより、水産業の成長産業化と漁村の活性化に努める。

VI 外国漁船問題について

要望内容	国の回答
1 排他的経済水域の境界の画定	水産庁、外務省、両省庁として引き続き交渉の進展が図られるよう対応する。
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	
① 日台漁業取決め運用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制 ② 日台漁業取決め運用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のP I 保険の加入の義務化	日台民間漁業取り決めによる操業ルールを継続して運用し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう全力を尽くす。
③ 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくなること、②暫定水域の問題が解決しないことなどから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き粘り強く取り組んでいく。 また、海底清掃に係る事業については、今後も関係漁業者への支援を継続し、必要な額を確保できるよう努力する。
④ 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序維持確立とサンゴ網対策	操業秩序の維持や水産資源の管理についての協議を粘り強く進めていく。

VI 外国漁船問題について

要望内容	国の回答
⑤ ロシア水域における操業条件緩和交渉等にかかる支援継続と「さけ・ます流し網漁業」に代わる代替漁業法等	ロシア水域における日本漁船の操業条件の緩和について、漁業交渉の場において努力するとともに、安定的操業を支援していく。漁具被害については未然に防ぐために、漁具設置位置を情報提供するとともに、慎重な操業の指導を要求する。発生した漁具被害については現状復旧のための支援をしていく。

<p>⑥ EEZ内におけるロシア大型トロールによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害補償の実施</p>	
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保</p> <p>① 領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締の実施</p> <p>② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供</p> <p>③ 外国漁船等の避泊にかかる地元漁業や環境に対する影響の防止</p> <p>④ 北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供</p>	<p>水産庁、海上保安庁とも増強を図る。</p> <p>水産庁と海上保安庁が連携し、日本漁船の安全確保が出来るように対応する。また、外国漁船や外国公船の位置や動向の情報は、直接提供することは困難であるが、どのような対応が出来るか検討する。</p> <p>引き続き、緊急入域についての指導、入域海域の秩序維持を図るとともに、外国業者に対して基本ルールの遵守を要請していく。</p> <p>水産庁としてはミサイル発射情報を自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に導入し、引き続き関係省庁や関係機関と連携を図る。また、外務省としては必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げる。</p>
<p>4 被害の救済</p>	<p>暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続</p>
<p>VII 海洋性レジャーとの調整等について</p>	
<p>要望内容</p>	<p>国の回答</p>
<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な公報等の実施</p> <p>② スピアフィッシングに対する指導強化</p> <p>③ 遊漁者の資源利用の実態把握</p> <p>新 ④ 遊漁者の資源管理の協力</p>	<p>水産庁HPに地方のルールを確認しやすいようにしている他、マナーの向上を目指しパンフレットを作成し、イベント等で配布。</p> <p>漁具の構造、規模、使用方法に応じて判断する必要があるため、各都道府県に相談して欲しい。</p> <p>クロマグロ以外の魚種についても遊漁関係団体の自主的な取組等を活用して採捕量の情報収集強化に努める。</p> <p>遊漁者の組織化を促し、資源管理について協議、周知できる体制の整備を図っていく。</p>
<p>2 プレジャーボート等の運行に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>① 利用者に対する保険加入の義務付け又は漁業被害を想定した物損被害の補償の充実</p> <p>② プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討</p>	<p>水産庁としては加入促進活動を積極的に展開する。海事局としては、漁業被害を想定した対物補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難のため、任意保険への加入を促進。</p> <p>漁業調整委員会指示による届出制の導入により対応が可能な場合もあると考えられるため、地域毎の必要性に応じ検討して欲しい。</p>
<p>VII 海洋性レジャーとの調整等について</p>	
<p>要望内容</p>	<p>国の回答</p>
<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p>	

① 安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必着

船舶の安全について一義的に担当する国土交通省へ伝える。水産庁、海事局としては、省庁のHPに「ミニボート安全マニュアル」を掲載し情報提供中。

② 海難事故や円滑な救難活動対策のための実効性ある対策の実施

水産庁としては、HPに「ミニボート安全マニュアル」を掲載し、広報活動を実施。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

海事局としては、船舶検査や登録制度の必要性に乏しいと認識しているが、関係団体と協力して安全啓発活動に取り組む。

④ ミニボートの保険加入義務化

水産庁、海事局とともに、日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険への加入促進に取り組んでいる。

令和5年度要望事項(各県提出議題)

要望事項		提案県	
1	海区漁業調整委員会制度 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	長崎 熊本	継続
2	太平洋クロマグロの資源管理 漁獲上限の拡大、遊漁者への指導、経営安定対策の拡充(混獲回避休漁支援事業の発動緩和)	佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	継続
3	沿岸漁業と沖合漁業の調整 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡 熊本 鹿児島	継続
4	漁業法改正後の制度運用 地方自治体への適切な指導・助言	大分	継続
5	外国漁船問題 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について 東シナ海における漁船の安全操業確保について 日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について 日中漁業協定の見直しについて 日台漁業取決めの見直しについて	福岡 長崎 熊本 鹿児島 沖縄	継続
6	ミニボートによる危険行為の防止について 所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など	佐賀 熊本	継続